

長野県環境審議会議事録

日 時：令和4年1月19日（水）

午後1時30分から午後2時52分まで

場 所：長野県庁議会棟 第一特別会議室

出席委員

伊藤祐三委員、打越綾子委員、梅崎健夫委員、太田信子委員、

大和田順子委員、加々美貴代委員、小林泰委員、下平喜隆委員、

手塚優子委員、林和弘委員、福江佑子委員、宮下克彦委員、

宮原則子委員、畑茂樹特別委員、堀内洋特別委員、山岸隆宏特別委員代理

以上 16 名

長野県環境審議会議事録

日時 令和4年1月19日(水)

午後1時30分～午後2時52分

場所 長野県庁議会棟 第一特別会議室

司会	<p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度第4回長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹兼課長補佐の水野と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>本日の審議会開催にあたりましては、委員の皆様には Web 回線を通じてご出席いただいております。</p> <p>始めに、委員の出欠の状況をご報告いたします。</p> <p>ご都合によりまして、大島委員、中塚委員、林特別委員の3名からご欠席の連絡をいただいております。</p> <p>これによりまして、本日の審議会は委員数19名に対しまして、出席者16名で過半数の出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、猿田環境部長よりあいさつを申し上げます。</p>
猿田環境部長	<p>皆さん、こんにちは。長野県環境部長の猿田と申します。</p> <p>委員並びに特別委員の皆様には、平素より長野県の環境行政に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、令和3年度第4回長野県環境審議会に、新年の大変ご多用の中、ご出席を賜りありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。</p> <p>本日の審議会におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、WEBでの参加をお願いさせていただきました。ご協力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。</p> <p>ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、なにとぞよろしくお願いたします。</p> <p>はじめに、本県の環境行政をめぐる最近の動向について2点、御報告申し上げます。</p> <p>1点目としまして、先週1月14日の長野県議会臨時会において、昨年末に国で成立した補正予算を受け、県として大型の補正予算</p>

を組ませていただきました。この中で、県庁議会棟をはじめとする県有施設への太陽光発電設備の導入等に要する経費につきましても議会からお認めいただいたところです。

2点目については、資料を画面上で共有して説明させていただきます。全国知事会において、先進政策バンクの優秀政策に本県から2点が選定されました。

全国知事会の先進政策バンクがどういうものかと申しますと、47都道府県が取り組む多くの先進的な政策を集め、都道府県はもとより、広く地方行政の参考になるような政策を選ぶものです。

4000件の政策が登録されておりまして、その中から優秀政策が20件選出されておりまして、その中で長野県から2件選定されました。

一つ目はゼロカーボン部門の優秀政策でございまして、長野県におきましては屋根ソーラーを重点的に普及させていこうという取り組みをしております。

複合的な政策になっておりまして、まず、啓発チラシや動画を作り、電気は買うより作る方が安い時代だということのアピールしていきます。

併せて、信州ソーラーポテンシャルマップというものを製作し、スマホ等でも閲覧できるようになっています。ご自宅の屋根が太陽光発電に向く向かないということをネット上で見るができます。

さらに、今年度からスタートしている事業でございまして、実際の設置に当たった支援策として一つには、信州の屋根ソーラー普及事業と銘打ちまして、県内事業者を認定し、事業者の皆さんに太陽光の普及を担っていただきます。

この事業者による普及に対しましては県の方から補助事業、県民支援事業ということで、太陽光+蓄電池の設置補助を行っているところです。

併せてグループパワーチョイス、いわゆる共同購入事業ということで、スケールメリットを生かし、大勢の方に注文いただいて調達することで、価格を抑えるという事業でございまして、神奈川県がスタートになりますが、本県なりのカスタマイズを行って、これも今年度から取り組んでいます。

専門委員からの講評となりますが、こうした総合的・戦略的な政策を評価いただいて、選定されたということでございます。

もう1事例が自然保護の関係になりますが、ライチョウの目撃情報を投稿するアプリ「ライポス」を開発いたしまして、今年度から運用しております。

なかなかライチョウは目撃すること自体が極めてレアなものですから、どこにライチョウがいるかといったことを把握しにくいというのが現状でございます。

このため、アプリを開発して登山者にライチョウが見つかった際に写真で撮っていただき、GISを使って把握するという取り組みです。

ライチョウの発見が一目で分かるということで、ライチョウの保護に繋げていこうというものです。

専門委員会の公表では、この事業につきましては、クラウドファンディング型のふるさと納税により資金を調達しており、そういった点も評価されております。

実際に効果のほどはどうかといいますと、従前は年間150件ほどの目撃件数だったものが、昨年6月からこのアプリを運用してから300件を超える情報が集まっているという状況でございます。

先進的な取り組みということで、単に新しい取り組みというだけではなく、効果的な取組というところが、いずれも評価されたものだとして認識してございます。

さて、本日の議題ですが、審議事項2点でございます。

1点目は、昨年9月に諮問いたしました「長野県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定」について、検討状況を報告いたします。

2点目として、昨年12月に諮問いたしました「改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準」について、検討状況を報告いたします。

なお、本案件については、前回の審議会において、12月17日に示される予定であった国の省令案を踏まえ、県基準案のたたき台を今回の審議会でご説明させていただくとご説明させていただいたところでございます。

しかし、国の省令案の公表が先週1月12日となったため、今回、県基準案のたたき台をご説明する段には至っておりませんが、現時点での事務局の整理と考え方を説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、幅広い観点からご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

本日の審議会では新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、幹事及び事務局につきましては適宜入退室をさせていただきますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

<p>司会</p>	<p>次に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。 本日の資料は、次第、出欠名簿及び会場図、会議事項の資料1と資料2です。 資料につきまして、不足はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、これから審議に移ります。議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により梅崎会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。 本日はWeb会議開催となりましたので、委員の皆様には議事進行へのご協力をお願いいたします。</p> <p>審議に移りたいと思います。 1件目は審議事項アの「長野県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について」でございます。 本案件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第4項の規定に基づき、長野県第13次鳥獣保護管理事業計画を策定するにあたり、当審議会の意見を聴かれているもので、昨年9月に諮問され、「鳥獣専門委員会」で検討をいただいているものでございます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
<p>清水鳥獣対策・ジビエ振興室長</p>	<p>鳥獣対策・ジビエ振興室長の清水でございます。 よろしくをお願いいたします。 それでは、長野県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について、中間報告をさせていただきます。 当計画は9月の環境審議会で諮問させていただき、12月に鳥獣専門委員会を開催し、委員の皆様方からご意見をいただきながら、策定作業を進めておりますが、第13次計画が目指すところ、また第12次からの変更点についてポイントを絞って、説明させていただきます。 資料1-1につきましては、9月に諮問させていただいた際に概要を説明しておりますので、今回は説明を省略させていただきます。 資料1-2長野県第13次鳥獣保護管理事業計画（案）の主な内容をご覧ください。 こちらは計画本文の要点を抜粋し、まとめたものでございます。 まず9月の諮問の際に、打越委員よりいただいたご意見を参考</p>

に、本文1ページのはじめにということで、前文を設けました。
こちらについては本文をご覧ください。

資料1-3、1ページをご覧ください。

野生鳥獣と人の関係は時間の流れと共に変化しておりますが、特に近年は、人の暮らし方の変化や高齢化の急激な進行に起因し、増加する耕作放棄地や旧薪炭林など里地周辺は野生動物が利用しやすい環境となり、また野生鳥獣が巧みに人由来の栄養価の高い餌を利用するなど、短い時間の中で野生鳥獣と人の生活域の境界や関係性が変化していることなど、今の状況を押さえておくことが必要になります。

このような中で生じる野生鳥獣の人との軋轢や課題に対して一方的な排除思想ではなく、共存のために人が何をすべきかという観点で臨むためには、様々な調査や評価指標を用いて、現状の見える化に取り組んでいき、全体を正確に俯瞰し、人が努力すべきことを明確にしていくという手順が必要と考えます。

さらに、共存のためには、野生鳥獣に関する感染症に関する知識ですとか、動物の福祉に関する意識も重要となりますので、そのような前提を総括的に記載させていただいております。

それでは資料の1-2、1ページへお戻りください。

第1の計画期間につきましては記載のとおりです。

第2の鳥獣保護区・特別保護地区および休猟区に関する事項については、従前と同様の方針のもと、更新計画のみで新規指定及び廃止の計画はございません。

2ページをご覧ください。

第4の鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項について、本文29ページ以降へ「4 錯誤捕獲への対応」という項目を新設いたしました。

こちらについては、本文もご覧ください。

資料1-3、29ページをご覧ください。

こちらは、9月に諮問した際に福江委員よりいただいたご意見と国の基本指針を参考に記載いたしました。

現行の12次計画においても錯誤捕獲に関する記載はございましたが、新たに、錯誤捕獲については、必要な情報の項目、鳥獣の種類ですとか、数とか、捕獲日ですとか、場所といったものを整理して、報告の仕組みについて検討した上で、錯誤捕獲後の報告を求めるものとしたします。

また、収集した錯誤捕獲に関する情報のうち、設置場所、時期、構造等の工夫等の好事例につきましては、全県で情報を共有できる仕組みについて検討することとしたします。

(2)として、クマ類の錯誤捕獲防止ということで、現在策定をしているクマ計画と合わせて、ツキノワグマの生息地において、ツ

キノワグマ以外の獣種を捕獲する目的でわなを設置する場合は、誤ってツキノワグマが捕獲されることのないように十分配慮することとし、取組みとして、県が作成するツキノワグマ捕獲位置図において錯誤捕獲が集中して発生している地域においては、錯誤捕獲件数とツキノワグマの状況との相互関連、環境整備対策等の実施状況や効果との関連などを評価して、解決に取り組むことを新たに記載いたしました。

また、ニホンジカまたはイノシシについて、わなの設置位置・数量の把握に努めること、こちらも具体的な取組みについて、記載いたしました。

資料1-2、3ページをご覧ください。

第5の特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項ですが、従前と同様の方針のもと、13次計画中は更新の計画のみで新規指定及び廃止の計画はございません。

第6の第二種特定鳥獣管理計画の作成についてですが、第二種特定鳥獣管理計画については、カモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシについて、策定いたします。

こちらについても、本文もご覧いただければと思います。

資料1-3の37ページをご覧ください。

13次計画では新たに、計画の目標設定に当たり、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行い、生息分布等を見える化した上で、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき、原則、数値による評価が可能な目標設定に努めてまいります。

また、目標の達成状況の評価のために用いる指標は、推定生息数や捕獲・目撃地点の分布、単位努力量当たりの捕獲数や目撃数、被害額等、当該地域個体群の生息動向、確保すべき生息環境、被害状況等を表すものを選択し、指標の適切なモニタリングを実施するとともに、その結果を計画にフィードバックすることにより計画を順応的に見直し、事業に反映いたします。

そのまま、資料1-3の46ページをご覧ください。

新たな項目として、第7の鳥獣の生息状況の調査に関する事項中に、「5 捕獲個体の活用や処分」項目を新たに設けました。

9月の諮問の際に打越委員よりいただいたご意見を参考に、12次計画においては「動物の殺処分方法に関する指針」に準じた方法をとるといった記載がございましたが、より具体的に、アニマルウェルフェアの考え方に留意することを追記し、必要に応じてアニマルウェルフェアの考え方に適した方法がとられるよう指針を示しつつ、周知に取り組んでまいります。

捕獲個体の活用については、捕獲を推進していく必要のあるニホンジカやイノシシについて、食肉の食品利用を動機とした捕獲

を推進し、食肉やペットフード等の利用率の増加に取り組むことにより、残渣の減少を図ってまいります。

残渣の処理については、これまでの、原則として持ち帰って適切に処理することとし、山野に放置することのないよう周知することに加え、豚熱等の野生鳥獣に関する感染症への対応として、捕獲作業に従事する者への指導の徹底について、新たに追記いたしました。

資料1-2にお戻りいただき、5ページをご覧ください。

第8の鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項について、野生鳥獣の保護管理の欠くことのできない担い手である狩猟者について、長野県猟友会と協力し、鳥獣の計画的な保護管理に資する個体数調整に従事する者を3,900人確保することに加え、高度な捕獲技術を有した者の確保として、長野県が育成している長野県認定管理捕獲技術者を13次計画中に15人を目標として育成していくことを目標として決めました。

第9のその他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項について、鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題として、昨今の市街地等への出没が増加しているツキノワグマ等の大型獣に関して、野生鳥獣と人間社会との境界のあり方について、河畔林等の環境整備対策を進める一方で、主要棲息地及びその周辺において、生息に適した多様性のある森林構成や緑の回廊に留意した森林環境の整備に努めることを記載いたしました。

6ページをご覧ください。

最後に、感染症への対応として、9月に諮問した際に福江委員よりいただいたご意見と国の基本指針を参考に、12次計画では鳥インフルエンザと口蹄疫についてまとめて1項目のみの記載でしたが、13次計画では、「高病原性鳥インフルエンザ等」、「豚熱、

アフリカ豚熱）」「SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のその他感染症」の3項目に分け、記載いたしました。

「高病原性鳥インフルエンザ等」については、国の要領である野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス感染監視実施要領及び県の要領に基づき、家畜衛生部局等と連携し、調査に努め、地域住民に対しても野鳥との関わり等について適切な理解を促すことを記載いたしました。

「豚熱、アフリカ豚熱」については、長野県においても令和元年7月に野生イノシシへの豚熱感染が木曾地域で確認されて以降、継続して取り組んでおりますので、現況に対応した記載としております。

最後に、その他感染症については、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）等の既に国内での感染者が見られている野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症やウエストナイル熱等のこれまで国内での

感染は確認されていないが、国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、可能な限り、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努めることを新たに記載いたしました。

以上「第13次鳥獣保護管理事業計画」の概要説明でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

梅崎会長

ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。

福江委員、お願いします。

福江委員

よろしく申し上げます。

今回の指針に前回審議会の意見を反映していただきまして、ありがとうございます。

いくつかコメントと言いますか、追加で記述していただきたいことや質問事項もありますので、発言をさせていただきます。

まず、資料1-2と1-3の錯誤捕獲についてです。資料1-2の2ページになりますが、錯誤捕獲への対応として新たに項目を設けていただいたのは非常にありがたいことだと思っております。

ただ、最初の方針のところ、錯誤捕獲自体を減らすことに努めるということを明記する必要があるのではないかなと思っておりますので、追加をお願いしたいです。

また、この方針の中で、いい事例を情報共有していくということが書かれていますが、せっかく錯誤捕獲の現状を把握しているわけですから、どういう実態が起きているのかということ、やはりオープンにしていくことも必要です。こういう悪い事例もあるということ、教訓にして改善をしていくということも必要だと思っておりますので、良い事例だけではなく悪い事例もオープンにして、なくすような努力をしていくということの方針として明記すべきではないかと思っております。

実際、悪い事例として今まで何件か私も知っている中では、斜面にくくりわなをかけ、前足が1本かかって宙吊り状態になって、そして脇の腋窩(えきか)動脈が切れて死亡したというケースもあります。これはカモシカの例なんですが、錯誤捕獲された動物がそのようなくくりわなの状況の中で死んでいるという状況も明確にしていく必要があるかと思っております。

また、資料1-2、5ページの鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項の部分で、こういう指針というか計画書の中で、特定の組織名が出てきたことに対して少し違和感を覚えました。5ページで「(一社)長野県猟友会と協力し、」というところです。

確かに慣例として猟友会の事務局が市町村だとか県の中に入っており、捕獲体制を構築していくという中で猟友会との協力関係というのは、現状では欠かせない部分もあると思いますが、一つだけ具体的な組織名が出てくるということに対して、いいのかな、という印象を受けました。

例えば猟友会もそうですが、他の関係しそうな組織があるかもしれないので、可能であれば猟友会「等」という字を入れてもいいのではないかと感じました。

もう一点、この事業計画の中で質問、コメントすべきことかどうか分からないのですが、今まで慣例として、この鳥獣保護管理法の中で放鳥事業というものが行われています。

現在ではキジだけで、獣に関しての放鳥計画というのではないわけですが、このキジを放鳥する意味はどういうことなのかなと。これは長野県の方だけではなくて、環境省の堀内さんにもお尋ねしたいことではあります。例えば資源管理として、キジを放鳥して資源管理していくということでは、意味合いとしてはわかりますが、現在キジ自体を多くの県民なり国民が資源として活用しているのかということと考えますと、放鳥する意義ってというのがどこにあるのかなということ、県や環境省として放鳥事業に対しての役割が一体何なのかなというところが、ずっと疑問に思っているところです。おそらく慣例としてこういうことが行われてきたかと思いますが、今後慣例として行われてきたことを見直す事も必要ではないかなというふうに感じています。

よろしくをお願いします。

梅崎会長

まず幹事の方から、説明をお願いします。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長

まず錯誤捕獲に関して、そもそも錯誤捕獲を減らすこと自体を目標とすることについて明記するという事は、ご指摘の通りだと思います。

その中でいろいろ不適切な罠の設置によって起きていること、実際に悪い事例も引用しながら、普及に努めていくことについては、その通り対応していきたいと思います。

それから、狩猟者団体の具体名が一つだけというのは、ご指摘の通り、今では指定管理鳥獣捕獲等事業者等もあり、認定事業者もございますので、ご指摘の通りかと思います。

キジの放鳥については、今は鳥インフルエンザ等、いろいろな環境のある中で、確かに微妙なところもございまして、県内でも放鳥

	<p>のためのキジの養殖、飼養をしている事業者は一者のみになっているという状況です。</p> <p>ただ、植樹祭等のイベントの際に、豊かな森林と生息する鳥獣というイメージで放鳥等のイベントに使う側面もありますけれども、今、感染症等がある中で、これについては宿題とさせていただければと思います。</p>
梅崎会長	<p>それでは特別委員の堀内様から、何かご意見等ございますか。</p>
堀内特別委員	<p>私も勉強不足で正確なところはわかりませんが、鳥獣保護管理法の中には狩猟の適正化という概念もあって、おそらく狩猟者が狩猟するためにキジを放鳥してきたという流れがあるのだと思います。</p> <p>私が今答えられるのは以上でございます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。福江委員、よろしいでしょうか。</p>
福江委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>豊かな森林の象徴としてキジを放鳥してきたことや、狩猟者の狩猟のための楽しみとしてのキジの放鳥があることは私も理解していますが、多くの人や自然にとって本当に放鳥することがいいことなのか、ということも含めて今後見直しを考えていただきたいなというふうに思いました。</p>
梅崎会長	<p>続きまして打越委員、お願いいたします。</p>
打越委員	<p>いくつかありますが、順番にいきたいと思います。</p> <p>まず前文、前書きについてしっかり書き加えてくださったこと、長野県としての政策的な方向性を明示するという点でとても大事なことだと思いますので、最後の最後まで言葉遣い、語弊等がないように気をつけながら精査していただきたいと思います。</p> <p>次に資料1-3、計画書本体の14ページで、罾狩猟の許可基準のところになります。その前の段階で捕獲に関する基本的な考え方というのは書かれています。罾を使うことに関して、そもそも野生動物の生態もきちんと意識した適切な猟具を用いる、それは場合によってはコストがかかる、このことも含めて明記していくべきで現場でなんとなくごまかされてしまうということがあったら、それは行政の責任です。</p> <p>きちんと管理監督するところまで含めて適切な罾を使用させる、させているということをもって許可するわけですので、先ほど</p>

の福江委員のお話にもありましたけれども、結局その罠の設置方法に問題があったがゆえに動物の個体に過剰な苦痛を与えるようなことがあってはなりませんので、そうした姿勢を見せてほしいですし、専門家のきちんとした見解を県の各地域振興局の担当者が研修等で学ぶべきだと思っています。

その中で15、16ページに、例えばとらばさみの狩猟のことについても触れられています。鋸歯がなく、大きさもそんなに大きくないものとは書いてあり、動物に対して利用する場合には法律上、特別な理由・目的により、どうしても仕方ない場合は、とも書かれておりますが、少なくとも農作物被害があるぐらいの理由でとらばさみを使っていいとは私は思えず、そういう場合には被害防除である電気柵の設置であるとか、そちらの方が先なのだということ、つまり、野生動物への恨みつらみを募らせる前に人間側ができることがあるという点では、とらばさみの使用を安易に認めてはいけないというふうに思っています。

それから16ページに、鉛弾の使用に関してあるいは使用した後の管理についてもきちんとして指導するというふうに書いてありますが、これも本当に大事なことだと思います。

同様に29ページ以降錯誤捕獲について、とても丁寧に錯誤捕獲について大きな項目を設けていて、野生動物の特徴に応じてどういう罠を使うかという、それがずれることによって錯誤捕獲が出てくる部分もありますので、そこと併せて罠の使用許可について改めて襟を正していただきたいと思ったのが、2点目となります。

3点目は、25ページ、野生鳥獣を伝統的な祭礼行事に用いるというところです。

諏訪大社で行われている生きているカエルをわざわざ生贄にして殺す行為が、私個人としては公共的な価値があるとは思えませんし、そのことが伝統行事だからという理由でずっと継続しているということに関しては、このご時世において強く異議を唱えておきたいというふうに思います。とはいえ、県としてみれば、特定の宗教に関してこれがいいとか、悪いとか言えない部分もあるでしょうし、せめて不必要な数の犠牲を出さないように、というのはその通りだと思いますが、こうした問題について委員として、私は伝統行事に野生鳥獣を生きたまま用いるということに関して、やはり違和感がある、持っている委員がいるということを示しておきたいと思っています。

続きまして37、38ページ、第2種特定鳥獣管理計画のところです。

ここは県の方針への賛同ということで、37ページに捕獲のみな

らず、管理、例えば被害防除であるとか、生息域の管理が大切だというふうに明記してくれているのはとても大事なことだと思います。

ちょっと項目が少ないなというのが寂しい、実際には第2種の特定鳥獣計画を毎年私達ここで議論している時には、地域での取り組みを非常に分厚く書いていますのでそういった管理事業全体を重視しているというのも大事だと思います。

また、38 ページ、特定計画のモニタリングに関して、自然科学と社会科学の両面からのモニタリングということに触れてあるということについてもとても良いことだと感じています。

最後に46 ページです。

捕獲個体の殺処分について、これは長らく私からもお願いしてきたところでありまして、全体として賛同しますし、また、研修が必要というのもその通りだと思います。

さらに、殺処分だけでなく、活用方法とか残渣の処理まで記載しているというのはとてもいいことなのではないかと思っています。

ただ、書きぶりについてはまだまだもう少し精査できるのではないかなと思います。

例えばその殺処分だけではなくて、福江委員がおっしゃった通り、檻にかかっているときの状態も含めて、考察が必要です。長く放置したり、あるいは人間が無理やり保定することのストレスも考えなければいけないと思います。

また、アニマルウェルフェアというカタカナがいいのかどうかもちょっとわかりません。

また、動物への苦痛だけでなく、手間とか予算とか、そして作業当事者の心理的負担という問題もあると思いますので、賛成しますけれども、書きぶりはまだまだ新しい文章だと思うので、これから柔軟に変えていって欲しいと思います。

ちなみに、世界的に動物を殺す場合の安楽殺のガイドラインとして、アメリカの獣医師会が非常に分厚い安楽殺ガイドラインを出しています。飼育あるいは管理下にある動物に関してはこれが世界的にも参照されるようなガイドラインです。これが日本語訳されて4月に普通の本として出版されます。私もちょっとお手伝いし、関わったんですが、それに関する学際的な研究会なども最近広げておりますので、本が出版されたところで県と情報共有して、職員さんの研修に使えるような情報を提供していきたいと思っています。

梅崎会長

ありがとうございました。

いくつか事務局からお答えいただけますか。

清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>最初にいただきました猟具の選択の関係ですが、法律の方で禁止猟法等を定められている中で、許可捕獲に関しては、それによらないで許可することもできるという段階を踏んでいます。</p> <p>その時に委員ご指摘の通り、必然性があること、適切かどうかという判断があつての許可捕獲での、通常使わない猟具の選択となりますので、その辺の段階的なことを、計画を見る人が理解できるような作りになっていないと思いますので、法律を補完するような意味で、書きぶりを工夫してみたいと思います。</p> <p>それ以外の動物福祉の関係等については、初めての文章なので書きぶりについて様々な知見を集めて工夫したいと存じます。</p>
梅崎会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に太田委員、発言をお願いします</p>
太田委員	<p>太田です。</p> <p>2点ありまして、まず資料1-3の30ページ、錯誤捕獲ですが、迅速に放獣と書いてありますが、獣医の方はまだ2名のままでしょうか？</p> <p>長野県の中で2名しかいないと以前おっしゃっていて、2名を待っている間に半日以上かかってしまって、錯誤捕獲した動物がどんどん弱っていくという状態が何度か見受けられるような気がしています。その点でもう少し体制を考えられれば、元気なまま放獣することができるのではないかなと感じました。</p> <p>もう一点は、資料1-3の54ページですが、感染症にかかった場合、すぐに捕まえてはいけない、食べてはいけないっていう状況になることはわかりますが、例えばイノシシの件に関しましては、いつ、捕まえていいのか、いつ、埋めるだけではなくて、命を活かしてもいいのか。</p> <p>いつ解除されるのかというようなことはデータの的にあるのでしょうか。</p>
清水鳥獣対策・ジビエ振興室長	<p>まず放獣に当たる麻酔の施術ができる方は、現在県内では5、6人ぐらいの方にご活躍いただいています。</p> <p>ただ、1人の受け持ち範囲が、南信州から北安曇の小谷の方までカバーしているという状況で、まだ非常に大変な状況もありますので、できるだけ人材の発掘等に努めたいと考えております。</p> <p>それから、豚熱の感染個体の活用についてですが、まだ日本全国レベルで見るとイノシシ間での感染がまだまだ蔓延している状況でございます。</p>

<p>梅崎会長</p>	<p>過去に経験したドイツ等では完全に終息するまで、ウイルスがなくなって、動物の間での感染がなくなるまでに20年かかったというデータもございます。</p> <p>そういった中で、活用しつつ、防疫体制を万全にするという、仕組み自体を国の方でも整えているところでございますので、現状ではここまでしかコメントできない状況でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>時間の関係もありますので、ご意見等がある場合は、1週間を目途に事務局の方へご提出いただきたいと思います。</p> <p>本件につきましては、ただ今委員の皆さまから出されたご意見や、今後行われるパブリックコメント、専門委員会での検討を踏まえ、3月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>異議がありませんので本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>次に審議事項イの「改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準について」でございます。</p> <p>本件は、昨年12月に諮問され、その際の意見や国の検討内容を踏まえた検討の進捗状況を報告していただきます。</p> <p>それでは、幹事から説明をお願いします。</p>
<p>柳原ゼロカーボン推進室長</p>	<p>改正地球温暖化対策推進法に定める促進区域の設定に関する基準についてご説明をさせていただきます。</p> <p>資料2-1をお願いいたします。冒頭に環境部長から申し上げましたが、今回の説明は県基準案のたたき台には至っておりませんが、現時点での事務局の整理と考え方を説明させていただきます。</p> <p>まず1ページ、主旨でございます。前回説明の繰り返しになりますが、令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、その規定に基づき県基準を定めることとしています。県基準の構成案でございますが、県が策定する基準は市町村が取り組む地域脱炭素化促進事業を推進するよう定めるというものです。</p> <p>地域脱炭素化促進事業というものは、地域の再エネルギーを利用した施設と温室効果ガス排出削減に繋がる取組を一体的に行い、その事業が地域の環境保全や地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組として実施されるものを想定しているものでござ</p>

います。

下に国、都道府県、市町村、事業者等の役割とフローが示されています。

1. 国は国の環境保全に係る基準を設定する。これは全国のいずれの市町村も共通して遵守すべき基準を定めるものです。

2. 県は県の環境配慮基準を設定する。これは国の基準をふまえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して県の環境配慮基準を定めるものです。

3. 市町村は促進区域、地域の環境保全のための取組等を設定する。市町村は自らの再エネ導入目標を念頭に置き、国、県の基準に基づき環境配慮の観点に加えて社会的配慮の観点を考慮しながら促進区域等を設定する。

4. 事業者は地域脱炭素化促進事業計画を策定する。事業者は促進区域において整備する施設の種類、規模や取組の内容等をまとめた計画を市町村へ申請する。

5. 市町村は当該計画の審査、認定を行うという全体の流れとなっております。

右側に県基準の構成案を示しています。

改正温対法が想定している県の基準は赤枠で囲った②、③の部分です。今回、県基準案を定めるにあたって①、④の部分を追加しています。本県独自の視点として基準案に入れ込んではいかがでしょうかと考えているところです。

まず、①基本的考え方でございます。県基準設定の趣旨、地域と調和した再生可能エネルギーを推進する指針、メッセージ等を示すものです。

②環境配慮の区域。促進区域の県基準として環境省令に則して「一律に除外する区域」、また、「配慮が必要な区域」を示すと言うものです。

③配慮が必要な事項。促進区域の県基準として環境省令に則して、地域の実情に基づく配慮事項を示すものです。

④地域脱炭素化促進事業の例示。市町村が積極的に「地域脱炭素化促進事業」として推進すべき事業や区域の例を示すものです。

ここまで全体の構成等について説明をさせていただきました。

2ページの説明に入る前に1月12日、先週でございますが、国から公表され、現在パブリックコメントに付されております国の省令案、どうやって国、県の基準、届出の基準を作っていくかを示したものでございますが、それについて掻い摘んで説明をさせていただきます。

資料の4ページをお願いいたします。枠内の記載でございますが、都道府県が定める促進区域の設定に関する基準は、環境省令に

定めるところにより環境の保全に支障を及ぼさない、及ぼすおそれがないものとして、環境省省令に定める基準に則して定めると規定されております。

7 ページをお願いいたします。県基準の定め方に係る省令事項の関係性、概念図です。

まず第1のところですが、基本的考え方が4点記されております。第2として地域脱炭素化促進施設の種類ごとの環境配慮事項、後ほどご覧いただきますが、非常に事細かく記されています。

第3、第4、第5は規模に応じて環境配慮事項などに関し、限定的、弾力的な設定が可能と言う整理がされています。

第6でございますが、県基準を定める場合の一般的留意事項として3点記されています。次ページ以降に詳細が記されています。

少しページをめくっていただいて、9ページをお願いいたします。下の細かい部分になりますが、再エネの種別ごとの環境配慮事業が列挙されています。これらの観点から適切な施設設置に関して基準を定めることとなりますが、この列挙事項に関して何をどの程度整理し県基準とするのか、当初の想定を超えている部分もございまして、現在国に何点か確認を求めているところです。

10 ページをお願いいたします。枠内の記載になりますが、県基準を定めるにあたっては、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに環境配慮事項に応じて省令に掲げる収集方法により、収集すべき情報を収集して整理したうえで、これらの情報に基づき検討を行い、当該検討を行った結果をふまえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保されるよう次の提示方法に従って当該基準を示すものとする記載されております。

下の赤字の部分でございますが、県基準の定め方については、別途国からのマニュアルにより詳細な解説を示すとのことですが、公表時期も今すぐという訳ではないようでございまして、今後のスケジュールの若干流動的要素となっているものでございます。

枠外の記載の部分ですが、県が提示するものとして(1)促進区域とすることが適切ではないと都道府県が判断する区域ということで、地域の自然的社会的条件に応じた、環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域です。

(2)―1ですが、促進区域の設定にあたって考慮することとする環境配慮事項と言うことで市町村が促進区域を定めるにあたって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から考慮すべき環境配慮事項について、地域脱炭素促進施設の種類ごとにまとめる方針となっております。

(2)―2ですが、考慮することとなる環境配慮事項に係る適正

な配慮のための考え方等でございます。市町村が促進区域を定める場合に当該実行を考慮するに当たって、収集すべき情報及びその収集方法を示すとともに、当該環境配慮事項ごとの適正な配慮のための考え方を整理して示すということになっております。

資料 12 ページをご覧ください。対象施設の規模、設置形態等の違いにより、配慮事項の関係性をまとめているものです。例えば太陽光の場合、上段第 3 の部分でございますが、法アセス対象の規模を想定しておりますが、そこに記載の騒音から人とのふれあいといった環境配慮事項を個別に整理することになっております。それが下段の第 4、例えば条例アセス対象規模では必要に応じ、環境配慮事項を限定することも可能とされ、また第 5 として、例えば屋根置き太陽光発電は適用除外といったように基準を作ることが可能とされています。

次に 13 ページをお願いいたします。一般的留意事項としては 3 点でございます。市町村が促進区域を設定するにあたっては、環境への影響の懸念が小さいと考えられる開発済みの場所から優先的に設定されるよう県基準を検討すること。県基準の検討の経緯、参考にした資料等について明らかにすること。必要に応じて再生可能エネルギー熱供給設備についても規定に準じて、県基準で検討するというところでございます。

以上、国の省令案の概要を説明させていただきました。流動的な部分は一部残りますが整備すべきは、法律の趣旨に基づき促進区域に設定することが適切ではないと判断する区域はなにか、再エネ設備を促すうえでも配慮すべき事項はなにかという点かと思われれます。

それでは 2 ページにお戻りいただきたいと思います。

左側の①から④の部分を具体的に説明していきます。

まず①基本的考え方として 3 点。再エネ設備の設置により災害誘発や、地域住民の生命・財産を脅かすことがあってはならない。2 点目は地域との合意形成・コミュニケーションを重視し、地域主導型の再生可能エネルギーを推進する。3 点目として地域の再生可能エネルギーポテンシャルやエネルギー需要を勘案し、市町村が積極的に促進区域に事業を誘導できるということでございます。

②環境配慮の区域。ここには A として一律に除外する区域、B として配慮が必要な区域。B の配慮が必要な区域とは、一律に除外すべきとは言えないものの、環境の保全に支障を及ぼす恐れがないように措置する観点から配慮が必要なエリアです。上段には国基準（環境省令）で示されている区域を記載しています。この A の区域については、原生自然環境保全地域から生息地と保護区の管理地区までの各エリアが示されています。B の配慮が必要な区域

には砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林等々、生息地等保護区の監視地区までが記されています。これらの国基準に長野県として、なにを上乗せするのか、あるいはしないのか、ご意見をいただきたい点でございます。

考えられる視点として、Aの部分に関しては特に防災上大きな影響が考えられる区域、特に自然環境、生活環境に大きな影響が考えられる区域、Bとしては歴史的・文化的価値や景観に影響が考えられる区域、生活環境等に一定程度影響が考えられる区域といった整備をしています。

具体的なエリアとしては、下段に「防災」「自然保護」「歴史的・文化的価値保全・景観保全」「環境保全等」4つの区分ごとに、県庁内の検討会議でピックアップをした関係法令と共にまとめております。これらの法令、または県の条例に規定するエリアをAまたはBに位置付ける、あるいは位置付けないのかという観点についてもご意見を頂ければと思っております。

3ページをお願いします。③配慮が必要な事項でございます。都道府県の環境配慮基準は、都道府県の定める再エネ目標達成に向けて環境保全に適正に配慮したうえで積極的に再エネを導入するために地域の実情に応じて一歩踏み込んだ検討のうえ、促進区域の設定にあたって配慮すべき区域や配慮事項ごとの適切な配慮の考え方について、個別事業計画立案段階に先立ち、上位計画の段階で明確にする。いわゆる戦略的環境アセスの一種であり、設定することが望ましいものとされています。ここに記載の環境配慮事項の項目でございますが、騒音からふれあい活動の場ということで国がすでに先ほどのように、列挙いただいておりますが、ここには太陽光発電の例を記載しておりますが、国の表記を抽象的に記載しております。その影響を回避低減するものとして考えられるものということで「住宅敷地境界」あるいは「林地境界」、「道路境界」から設備を一定距離離すこと。盛土への設置については「一定の配慮をすること」、「一定の斜度以上の斜面に設置しないこと」、「施設廃棄の計画の作成、適切な維持管理」、「地上型太陽光パネル、いわゆる野立て太陽光設置の際には植栽などに配慮をすること」ということが想定されることで、ここに記載例として例示してございます。環境配慮事項に関しては国が示した実行について整備を行うこととしておりますが、その他として、本県固有の配慮事項などがあれば、ご意見を頂ければと思っております。

④の部分ですが地域脱炭素化促進事業の例示ということで、地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示。促進する事業例、促進する区域例を示しています。特に事業例、区域例などは市町村が主体的に検討をいただくものではありませんが、この検討に先立ち県内市町村に対して意見をお伺いした際に、「促進事業の

<p>梅崎会長</p>	<p>具体的取組の例を示して欲しい」という意見を多くいただきました。ゼロカーボン戦略に沿って進めるべき再エネ事業の事業例、区域例を示したものでございます。この内容に関しても過不足ないかについてご意見を頂ければと思っております。</p> <p>法令に基づく区域に関しては別添資料2-2に整理してございます。参考としてご覧いただければと思います。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
<p>小林委員</p>	<p>まず質問なのですが、資料の2-1の9ページと12ページに関するのですが、環境省の省令で示されている項目が多岐に渡っていますが、これは項目ごとに都道府県の基準をそれぞれ細かく定めないといけないということですか、それともこの中で重要なものについて、県の方でチョイスして、基準を定めるということなのでしょうか。</p>
<p>柳原ゼロカーボン推進室長</p>	<p>ご質問についてお答えをいたします。</p> <p>まず9ページに記載をされている環境配慮事項に関しては、基本的には再エネ設備のポテンシャルを促進区域として活用していくという方向であれば、それについて記載をしていくというものでございます。</p> <p>ただ都道府県によってはそれぞれ再エネのポテンシャルが異なりますので、その中では再エネの種別ごと抜けるというものもあるかと思いますが、本県においては記載の部分、特に風力発電については、本県はあまりポテンシャルがございませんので、これらについては、どうするかというのも検討をしていかなければいけません。</p> <p>例えば1番の太陽光発電に関しては規模の大きいもの、例えば法アセスの対象であるような大規模な太陽光発電を推進する場合には、これらのものについては必須であると考えております。</p>
<p>小林委員</p>	<p>ここの文言は多少抽象的な部分もありますので、ここに入らないものについては(4)の施設や地域の特性に応じて必要なものと県が判断すれば、そこで定めるということになるのでしょうか。</p>
<p>柳原ゼロカーボン推進</p>	<p>ご指摘の通りでございます。</p>

<p>室長</p> <p>小林委員</p> <p>梅崎会長</p> <p>打越委員</p>	<p>それを踏まえて最後に要望ですが、やはり文言が抽象的なので、例えばこれは思いつきですが、太陽光発電のところでは、災害による二次被害で、具体的に言うとパネルの飛散ですとか、積雪による落雪等の被害とか、地熱発電でいうと①のエ、オに入るのかもしれませんが、入らないとすると地下水のくみ上げによって地盤沈下や、通常考えられる地すべりとか、水の枯渇等も考えられます。</p> <p>中小水力発電では水利権の調整で解消されてしまうのかもしれませんが、発電による水の利用による他の水利用に対する影響というようなことも考えられますので、県の基準の策定にあたっては具体的なデメリットをくまなく拾い上げた上で、省令が掲げる各項目に位置付け、明示の項目に該当しないものについては（４）に位置付けるという形をお願いしたいと思います。</p> <p>少し音声途切れましたが、大丈夫でしょうか。 それでは続きまして、打越委員どうぞ。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ゼロカーボン、再生可能エネルギーの導入に関して全く異存はないのですが、先日ニュースで太陽光パネルの大量廃棄が課題になっているなどという話もあって、結局構造物を作れば、そのためのメンテナンス、修理のコスト、いずれ廃棄していくというようなそこまで含めてコストがかかるということをきちんと踏まえて、壊れたもののそのままになっているということが、促進区域であってはいけませんので、積極的に促進するのですけれども、きちんとメンテナンスまで含めた普及啓発が必要になるのではないかと思ったのが一点目です。</p> <p>もう一点は、資料2-1の3ページの右下、推進する促進事業の例示というところで、促進する事業例とか促進する区域例ということで、大学であるとか、学校などの屋根が上がっていますが、未利用地の中に耕作放棄地が入っています。これをそのまま認めていいのかというところが少し悩ましいかなと思ってしまして、耕作放棄地は本来農業、農地として蘇らせなければならない場所であり、今日本の食料自給率、食料確保、食料の安全保障、それぞれ台湾海峡がとか何とかがと言われる中で、本当に食料を確保していかなきゃいけないご時世と言われている中で、耕作放棄地が未利用地だから、例えばメガソーラーとして促進していいのかっていうのは、簡単に言っているのかなと。</p> <p>むしろ農政部と連携してメガソーラーにするよりも、いかにし</p>
---	--

て農業を蘇らせるかという議論も大事なのではないかと考えています。

耕作放棄地も長くなっているようなところだと、結局そこに植物が相当広がって、新しい生物相ができていくというか、そこにいろいろ営巣している動物たちや野鳥が出てきたりしますと、逆に言うとそこをメガソーラーにする時には自然保護の観点から様々な反対運動も起きてきたりしますし、景観がやはり大きく変わるんですね。

なので、未利用地の促進に関して耕作放棄地をどう位置づけるのかというのは、一言慎重な検討が必要だと思います。そうしないと農村地域で、もう土地の生かし方もなくて若い人もいなくて、例えば財産区だったりとかして、もう他に活かしようがないけど、何かエネルギーに使ってくれるなら地代が入ると、ワットとそちらに流れてしまうということが各地で問題になっていると思います。

そこが気がかりだなと感じたところです。

柳原ゼロカーボン推進室長

どう位置づけるかということは本当に慎重な検討が必要だと思っています。

我々としても常に課題として非常に考えている部分でございまして再エネの促進と、自然環境の保全という観点での耕作放棄地の位置づけを十分慎重に検討していきたいと思っています。

打越委員

自然環境保全だけでなく、農業の再生というのも踏まえていただければと思います。

梅崎会長

続いて宮原委員、どうぞ。

宮原委員

資料2-1の②のところで環境配慮の区域ということで、県からいろいろ案をお示しいただいていますが、当然おやりになっているとは思いますが、私が住んでいる東御市で4、5年前に住宅街で洪水が発生しました。

そのときの原因が私から見ればかなり離れたところの山にある太陽光発電所、その排水設備が上手くできていなかったために、かなり離れたところが被害を被ったと、そのようなトラブルがおそらく発電所のある地域、ソーラー発電所のある地域では発生しているのではないかと思います。

ですので、おやりになっているとは思いますが、各地で起きている、起こったトラブル事例、そういったものを参考にぜひ案を作っていたきたいなということです。

それからもう一つ、5、6年前になりますが、県内の各市町村で

	<p>太陽光の発電所を作りたい、メガソーラーを作りたいという時に、市町村としてはどんな取り組みをしているのかなということをしただけ調べたことがあったのですが、飯島町では具体的に、対象となる設備の設置を行わないよう協力を求める地域ということで、マップを作って、ホームページに出してありますが、すごく先進的な取り組みで、かなり前からここには立てないでほしいということ、視点は環境面だけではありませんが、既にそういう先進的な取り組みをしている市町村が長野県内にあるということに、私はその時すごく驚いたのですが、今回策定されるに当たりまして、是非そういった事例を参考になさって、おやりいただければと思います。</p> <p>質問ですが、市町村での太陽光発電所、大規模なメガソーラーに対するいろいろな条例であるとか取り組みをしている自治体は多いのでしょうか、お聞きしたいと思います。</p>
<p>柳原ゼロカ ーボン推進 室長</p>	<p>県内の市町村の状況でございますが、太陽光に特化した条例とすると、77市町村の概ね3分の1程度、20を超える市町村が条例を制定しています。</p> <p>これは全国的に増えていますが、県内の市町村でも今、条例制定の動きを継続中の部分もございますので、だいたいそのくらいの市町村が太陽光の取り扱いで、地域と調和した太陽光の設置というような観点での条例を制定したという状況です。</p>
<p>梅崎会長</p>	<p>続いて手塚委員、どうぞ。</p>
<p>手塚委員</p>	<p>資料2-1、3ページの、先ほど打越委員に触れていただいた施設廃棄のところ、例えば市町村が計画を出したときに、県の方ではどの程度アドバイスをするだとか、強く求めるだとか、そういう部分がどのくらいあるのでしょうか。施設廃棄の計画と適切な維持管理について、どの程度県の方でアドバイスをするのかというところを教えてくださいたいです。</p> <p>もう一点、9ページ、国の資料なので県の方で出しているわけではないと思いますが、5番の中小水力発電のところには、環境の自然的構成要素の良好な保持という文章がなく、中小水力発電にはそういう部分はあまり関係がないのでしょうか。</p>
<p>柳原ゼロカ ーボン推進 室長</p>	<p>2点、いただいた質問にお答えさせていただきます。</p> <p>まず施設の廃棄と維持管理の関係でございます。</p> <p>今回は促進区域に設置をする、廃棄の問題、維持管理の問題が全国的にもトラブルになっているという事例もございますので、そういうことをあらかじめ促進区域の制度の中では、そういうこと</p>

が起こらないように担保するという制度でございます。

現時点でどの程度整理されているか、県の関わり方みたいな部分に関しては、県で強制的に、例えば廃棄ですとか維持管理について、県が主導的に何かをやっているということではなく、基本的には現在は、民間主導に任せているというものでございます。

ただ今回はこの基準を定めるにあたって、そういう点に関しての県のスタンスを出していくという部分もございますので、先ほどの委員のご指摘にもありましたけれども、地域のトラブル要因のような現況をよく分析しながら、あるべき姿の考え方、基準について示していきたいと思っています。

2点目の中小水力発電の部分に関して記載されている環境配慮事項で、若干少し足りない部分がありますが、これらがあるのか、ないのかということは国にも確認をしてみないといけません、それぞれの再エネ種別ごとに整理をなされると思っていますので、これから国の説明会等もあると聞いていますので、その中で確認をしていきたいと思っています。

梅崎会長

私の方から一つだけ、今回の改正法に関しまして促進できるところに対しては積極的に促進していこうということで、その区域を定めることが骨子となっておりますが、これまでも何回か発言していますが、森林によるCO2削減量っていうのは大変重要だと思っていますし、それに加えて水辺の環境そのものが地球温暖化防止に寄与するものだと思っています。

地球温暖化対策推進法ということの趣旨としては、森林や水辺環境を保全して、それを大事にしていくということも、本来の重要な趣旨ではないかと思っています。

特に長野県の場合には、日本の中でもそういうところの役割を受け持っていますので、県の方でも促進区域の指定を考えるとそこにまず重要な点として考えていただきたいのですが、国の方でも、森林開発や水辺環境の保全という点を踏まえた上で、この促進法のあり方や本来の趣旨を考えていただければと思っています。

今あるいくつかの再エネ施設について、今は先進的な技術のものが、30年50年と経った時に、技術革新により技術自体が変わっていきますから、既存の施設は時代遅れになります。その時に、今ある森林や水辺環境がなくなっているというのが一番不幸なことです。ので、長期的な視点からも考えていただければと思います。

梅崎会長

他にご意見がないようですので、この案件の取扱いにつきましてお諮りいたします。

本件につきましては、ただ今委員の皆さまから多くのご意見を

梅崎会長	<p>いただきました。今後行われるパブリックコメント等を踏まえ、3月の審議会で最終的な答申案を審議することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、本件につきましては、そのように決定いたします。</p> <p>以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。</p> <p>(意見なし)</p>
梅崎会長	<p>よろしければ、本日の議事を終了し議長の務めを終えさせていただきます。</p>
司会	<p>梅崎会長様、委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の審議会を閉会させていただきます。</p> <p>なお、次回の審議会は3月17日(木)を予定しております。本日は大変ありがとうございました。</p>